

## ○車いすを借用するときは、次のことをお守りください。

酒田市社会福祉協議会で貸出する車椅子は、「介護用標準型車いす」ですので、それ以外の使用は禁止いたします。目的外使用による事故等が発生した場合は、本会では損害賠償はいたしませんので、悪しからずご了承ください。

車いすの貸出期間は、使用日から7日間以内です。ただし、継続する必要があると認められる場合は、書類の更新にて使用期間を延長することができますが、最長14日間となります。

利用者が、車いすを破損し、又は紛失したときは、現品又はそれ相当の金額で弁償をしていただきます。ただし、事情によりやむを得ないと認めたときは、この限りではありません。

## ○ 操作の仕方 (参考)

◎タイヤを持って車輪を操作しないでください。(ブレーキで指を挟み、危険です。)

◎倒れかかるような座り方はしないでください。車椅子が転倒したりします。

◎介助者の方は、搭乗者の身体の一部または衣服がタイヤ、スポーク、キャスター及び地面、通行者に触れたり挟まったりしないよう、車椅子に安全に座れているかを確認してから操作してください。

◎車椅子乗降時には、必ずブレーキをかけて車椅子が固定されていることを確認してください。

◎腰掛ける部分(座シート)以外は、座らないでください。

◎絶対にフットプレートの上に乗って車椅子に乗り込んだり、降りられる時に立ち上がらないように介助者は、注意してください。(車椅子が転倒して危険です。)

◎急な坂道の登り降りの時は、必ず介助者の方に支えてもらってください。

① 登る時は前向きで走行してください。

② 下る時は後向きで走行してください。

◎バックレスト(背中部)に重いもの等を引っ掛けないでください。(転倒の危険があります。)

◎回転している車輪に指をさし込まないように注意してください。

◎次のような場所に車椅子を放置しないでください。

《急な坂、車道に近い所、人通りのある所。》

《ストーブ等火気の近く、雨のあたる場所》

◎道路通行の際は、必ず右側通行をしてください。または歩道を通行してください。

※ : 裏面の車いす各部名称を参考にしてください。(機種によって若干の違いがあります。)

# 車いすの各部名称

## 背もたれ折りたたみタイプ (自走式)

